

令和3年6月30日

関係人各位

更生会社大興製紙株式会社  
管財人 綾 克己  
管財人 等 健次

更生計画認可決定の御礼と今後の手続について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より大興製紙株式会社の更生手続につきましましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は令和3年5月28日に東京地方裁判所より更生計画案について付議決定を頂き、債権者の皆様から同年6月25日までに書面投票による投票を頂いた結果、更生担保権者の組において100%、更生債権者の組において99.73%の同意を得て、同年6月30日同裁判所より更生計画認可決定を頂くことができました。

これもひとえに関係人の皆様の特段のご理解とご支援の賜物と心より感謝申し上げる次第です。

今後のスケジュールについては、順調に行けば次のとおり進行する予定です。

今後は、スポンサーであるレンゴー株式会社からの拠出金の振込を受けて更生計画を遂行し、早期に更生手続を終結した上で、同社の100%子会社として、新体制により役職員一丸となって弊社を再建する所存です。

引き続き弊社の業務に関しましてご支援とご鞭撻をお願い申し上げます。

敬具

今後のスケジュール（予定）

令和3年7月中旬頃	官報公告
同年7月末日頃	認可決定確定
同年8月上旬頃	弁済金振込口座指定書発送
同年8月中旬頃	同書面返送期限
同年9月1日	レンゴー株式会社より拠出金入金
同年9月中旬頃	弁済金振込入金
同年9月末日頃	更生手続終結決定

以上

令和3年(ミ)第1号 会社更生事件

決 定

静岡県富士市上横割10番地

更 生 会 社 大 興 製 紙 株 式 会 社

管 財 人 綾 克 己

管 財 人 等 健 次

主 文

更生会社に係る更生計画を認可する。

理 由

一件記録によれば、管財人が提出した更生会社に係る更生計画案が可決され、会社更生法第199条第2項各号に掲げる要件のいずれにも該当することを認めることができる。

よって、同項の規定により更生計画認可の決定をすることとし、主文のとおり決定する。

令和3年6月30日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 朝 倉 佳 秀

裁判官 林 史 高

裁判官 山 田 悠 貴

これは謄本である。

令和3年6月30日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 西原 昊 載

